

9条がありながら 一安保・自衛隊の現実一

自衛隊創立 66年 新日米安保条約 60年

今、自衛隊ジブチ基地を拠点に海上自衛隊は、アメリカとイランの対立の中で、アメリカを中心とする多国籍軍の一員としてアデン湾・オマーン海峡で活動をしている。憲法・自衛隊・日米安保の制約を無視しての安倍政権の強硬政策だ。70年前のアメリカ占領期に「日本の再軍備をはかり、アメリカ軍の指揮下で日本の軍事力を活用する」というアメリカの方針が、今や実施段階にはいっている。その一つが、海上自衛隊の中東派遣だ。なぜ、ここまで来てしまったのか。武力行使を永久に放棄する道とは、という問いに自衛隊と日米安保の変質を重点に見ながら展示しました。

■朝鮮戦争と再軍備 敗戦から自衛隊の発足

1946年11月日本国憲法公布・1947年5月3日施行

1947年4月 政府が「新しい憲法の話」を中学生に配布

⇒今度の憲法では二度と戦争をしないように、これから先、日本には陸軍も海軍も空軍もないのです。

これを戦争放棄と言います」

(1948年コスタリカ大統領ホセ・フィゲーレス・フェレール軍隊廃止宣言)



1950年6月25日 朝鮮戦争勃発

8月10日 占領命令により警察予備隊の発足(7万5000名)

朝鮮戦争に対する日本の協力

- ・日本特別掃海隊による、元山上陸作戦・仁川上陸作戦時の掃海作業元山沖で、機雷に触雷 1名死亡・18名負傷
- ・仁川上陸作戦の物資輸送に日本の商船を利用。港湾労働者も従事日本人約8000人が海上輸送において日本を離れて活動
- ・特殊港湾荷役者、特殊船員、特殊輸送業務に従事した日本人56名が死亡

・日本赤十字社の看護婦が野戦病院に派遣

・朝鮮特需・・・国連軍が使用する軍事物資とサービスを供給。
1951年の鉱工業生産は戦前水準を上回る

アメリカの評価

「日本の協力なくして朝鮮戦争は不可能だった」

日本の政治家・資本の評価

朝鮮特需により日本の産業界は息を吹き返した。



元山沖を掃海中に触雷、爆発した韓国軍の掃海艇

1954年7月1日 自衛隊発足

・6月2日 参議院本会議 「自衛隊の海外出動禁止決議」採択。

・マッカーサー命令で発足した警察予備隊が保安隊へ、そして自衛隊発足

仁川に上陸した
マッカーサー



- ・航空自衛隊創設の中心人物カーチス・ルメイ（東京大空襲の作戦指揮者）
- ・日本政府が1964年、勲一等旭日大綬章を授与したカーチス・ルメイは「アメリカ空軍の補助部隊として作った」と発言。



発足式で観閲行進する自衛官

■自衛隊の武器の拡大強化と アジアに広がる安保条約

1957年5月 「国防の基本方針」閣議決定 「基盤的防衛力構想」

「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。」

1958年～1960年 「第一次防衛力の整備計画」。

1961年～1965年 2次防

1966年～1971年 3次防

1972年～1976年 4次防

撤退しつつあった在日米軍の縮小に伴い、陸上防衛力、海上・航空防衛力の体制を作ることが主眼。

航空自衛隊 F104・F4 戦闘機 海上自衛隊 周辺300カイリから70年代には1000カイリまで拡大

1960年6月 新安保条約成立

1951年9月に締結された旧安保条約は、日本の独立と平和を守るために米軍の駐留を認め、日本の内乱に米軍が出動できる（内乱条項）が規定されていた。

新安保条約は

①両国の経済的協力を促進。 ②武力攻撃に抵抗する能力の維持、発展。

③日本国が領域でいずれかが攻撃された場合の共同防衛。

④極東における国際の平和および安全に寄与するためにアメリカ軍による施設・区域（基地）の使用を許可するとされ、在日米軍の装備変更や基地の使用目的変更する際の日本政府との事前協議が義務化される（実態は有名無実）

※日米行政協定の全面改定という形で「日米地位協定」が成立。



安保反対闘争(国会前)

1963年 三矢研究

朝鮮半島での戦争を想定し自衛隊統合幕僚会議が作戦研究で極秘に行っていた机上作戦演習

1964年8月 アメリカがベトナム戦争に本格介入開始

1965年6月22日 日韓基本条調印

1965年3月 アメリカ北爆開始

「日本の存在なしにはベトナム戦争はありえない」

<1>沖縄および本土の軍事基地使用、<2>米軍への補給、
<3>日米安保条約にもとづく政治・経済協力、
<4>自衛隊と米軍との共同作戦体制(合同演習その他)の強化、
<5>戦傷兵の療養施設と帰休兵の休養施設提供

1968年1月 佐世保に原子力空母エンタープライズ入港
非核三原則の有名無実化

1969年11月21日 佐藤・ニクソン共同声明

沖縄返還は日米韓安保協力関係が具体化される過程

台湾・調整条項・・・韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要・台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要」

1972年5月 沖縄返還（沖縄協定）・・・共同声明の条約化

①日本の安全は極東の平和と安全なくして不十分 ②極東諸国の安全は日本の重大な関心事。韓



沖縄でのベトナム反戦闘争

国の安全は日本自身の安全に緊要。 ③米軍の極東における存在は安定に大きな支え。

9月29日 日中国交正常化

1975年4月30日 サイゴン陥落 ベトナム戦争終結

■動き出した日米軍事一体化

1976年10月29日 防衛計画の大綱 基盤的防衛力構想を提示

必要最小限の防衛力を保持し、「限定的かつ小規模な侵略については原則独力で排除することとし、侵略の規模、様態により、独力での排除が困難な場合米国からの協力を待つ、これを排除する」

1978年5月11日 思いやり予算開始

11月27日 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）締結

日米安保条約の効率的運用のための役割分担を明確化。

想定された事態

①侵略を未然に防止するための態勢 ②日本に対する武力攻撃に際しての対処行動など

③日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力役割分担

- ・「自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防衛作戦」、「米軍は自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施」=自衛隊は盾と米軍は槍の役割分担。
- ・指揮に関して「それぞれの指揮系統に従って行動する」が「効果的な作戦を共同して実施するため」の調整機関をつくる。以後、共同作戦研究、共同演習を常態化

1978年11月27日 航空自衛隊・初の日米共同演習（ノース・コープ）

1979年12月27日 アフガニスタンにソ連侵攻

1980年 2月26日 海上自衛隊・リムパック（環太平洋合同演習）初参加

米・豪・ニュージーランド・カナダそして日本が参加。米西海岸カリフォルニア州からハワイへいたる広大な海域を設定し、1か月あまりの演習期間。個別の自衛権・集団的自衛権の観点から問題。法的根拠は防衛庁設置法第5条「所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行う」であった。

1981年 5月 8日 鈴木善幸・レーガン共同コミュニケ

・「シーレーン1000カイリ防衛分担」

「海外資源の輸送路の安全確保は、…死活の問題であり、米第7艦隊はインド洋、ペルシャ湾の安全に当たっているため」、「日本の庭先であるこの海域を日本が守るのは当然」、「シーレーンについては1000海里」と発言 ・「日米同盟」に言及

5月17日 ライシャワー元駐日大使発言

「核積載艦の日本寄港は核の持ち込みに当たらない。以前に日本の口頭了解ができている」

1982年 8月 6日

欧州では戦域核配備反対運動が高まり、第2回国連軍縮特別総会（6月）に合わせて大きな集会が開かれた（100万人）。日本においても「82年・平和のためのヒロシマ行動」19万4千人（3月21日）。「東京行動」40万6千人（5月23日）。

1983年 1月 19日 中曾根・レーガン会談

「日米は運命共同体」。『ワシントンポスト』紙上では「日本列島は（ソ連の）バックファイア爆撃機の侵入に対する強力な防波堤となる不沈空母のような存在となるべき」と発言

1984年 5月 トマホーク配備反対運動

トマホークミサイルは核搭載可能な長距離巡航ミサイル。攻撃型潜水艦や水上艦に実戦配備すると発表され、世界的に反対運動があり、日本の市民団体にも反対の声が高まり



イラク戦争で発射されるトマホーク

自治体の反対決議もあがつた。米原潜への通信基地・愛知県刈谷市の依佐美送信所にたいする行動、1万5千人で「人間の鎖」もなされた。

- 1986年10月27日　自衛隊（陸・海・空）と米4軍による初の共同
統合演習、実働演習（北海道）
12月30日　防衛費GNP比1%超え（以後年次防方式）



湾岸戦争開始時のイラク空爆

■自衛隊海外派兵の始まり

1990年8月2日　イラクのクワート侵攻

1991年1月17日　湾岸戦争開戦

米英などの多国籍軍がイラクへの空爆を開始。イラクの市民多数が犠牲になり、3500人が空爆で死亡。10万人が戦争の影響で死亡した。アメリカ軍は劣化ウラン弾を使用。

日本は、国籍軍に135億ドルの戦費支出を行う

4月26日　海上自衛隊の掃海艇部隊をペルシャ湾に派遣　自衛隊初の海外派遣

1992年3月12日　朝鮮IAEA脱退

IAEAからの核兵器開発疑惑の指摘と査察要求に反発

1992年6月16日　PKO法（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）成立

10月　　陸海空自衛隊、PKO法に基づいてカンボジア派兵

航空自衛隊小牧基地からC130輸送機で陸自隊員が派遣。
文民からも派遣。



湾岸戦争の開始を宣言するブッシュ大統領



殉職した高田警視の遺影をもって帰国

1994年　　朝鮮（北朝鮮）核危機

朝鮮は再処理を開始すると発表。米国はプルトニウムの生成をやめさせるために、『必要があれば、軍事行動をとる用意がある』という声明を出す。在日米軍基地使用を日本に通告。カーター訪朝で危機を脱する。日本の安全保障政策のターニングポイントとなり、その後日米ガイドライン見直し、周辺事態法、安保法制の整備への流れをつくることになる。

1995年9月4日　沖縄でアメリカ軍兵士3名による少女強姦事件。反基地運動強まる。

10月21日　「基地の整理縮小・地位協定の抜本的改定」を求める県民大会に8万5千人が参加

11月28日　防衛計画の大綱・・・「基盤的防衛力構想」

1996年4月17日　『日米安保共同宣言－21世紀に向けての同盟－』発表

冷戦終了後の、アメリカの「東アジア・太平洋地域に対するアメリカの安全保障戦略」に基づいた宣言。防衛協力の範囲を、「アジア・太平洋地域」のみならずグローバルに拡大することが盛り込まれる。

12月2日　SACO合意

（沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会・日米特別行動委員会）普天間基地を含む11施設を返還。

1997年9月23日 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）
「日米共同宣言」を具体化したもの。英訳では「WARマニュアル」。「極東」以外の「周辺事態」まで含めた日本の軍事的分担を明記。

1998年4月28日 新ガイドライン関連三法案審議開始
「周辺事態法案」「臨時船舶検査法案」「自衛隊法100条」

1999年5月24日 新ガイドライン関連法成立
周辺事態法・ACSA（日米物品役務相互提供協定）の改正・自衛隊法の改正

■常態化する海外派兵

2001年9月11日 アメリカ同時多発テロ事件
10月7日 アフガニスタン攻撃開始
米・英軍（有志連合）のインド洋の艦船から戦闘爆撃機による攻撃を開始

2001年10月16日 テロ対策特別措置法成立
11月9日 海上自衛隊の艦船がインド洋に派遣。
海上自衛隊艦船3隻がインド洋に向けて出航。護衛艦（イージス艦）によるレーダー支援や、補給艦による米海軍艦艇などへの給油等の支援活動
①協力支援活動 ②捜索救助活動 ③被災民救援活動
④その他の必要な措置
※海上自衛隊の補給艦からイラク戦争に参加していた米空母キティーホークに給油されたことが発覚 ※航海日誌の破棄

初めての戦時の米軍活動支援法

支援対象と支援内容の拡大
・アメリカ軍だけではなく、「諸外国の軍隊」と「その他これに類する組織」（1条1項）
・武器・弾薬の海上輸送と空輸が可能に。 ・武器使用の拡大



給油中の補給艦「とわだ」(右)
と、後方は警戒に当たる護衛艦

2003年3月19日 アメリカ・イギリス軍イラクを攻撃
5月 アメリカブッシュ大統領「大規模戦闘終結宣言」
大量破壊兵器は発見されず、イラク国内の治安悪化は悪化。戦闘は続行した。

7月10日 小牧基地からC130輸送機2機ヨルダンへ派遣。
「人道支援物資」の輸送のため未成立の「イラク特措法」を前提として派遣。

7月26日、イラク特措法可決・成立
①医療、物資補給などの人道復興支援活動
②駐留多国籍軍を後方支援する安全確保支援活動
※航空自衛隊小牧基地から「イラク復興支援派遣輸送航空隊」
としてC130輸送機で派遣。2004年1月から08年12月までにクウェートとイラク間の輸送任務を行う。輸送回数は821回・人員約4万6500人・貨物約673トンを運搬



2004年2月 陸上自衛隊イラク派兵開始
2004年12月と05年12月に、1年ずつ派遣期間が延長され、基本計画を変更

12月10日 防衛大綱閣議決定

抑止重視から対処重視に転換し、国際貢献活動を基本任務明示。基盤的防衛力は維持。弾道ミサイルや特殊部隊・工作船による攻撃への対処、島嶼部侵攻への対応など新脅威や多様な事態に対し、即応性機動性、多目的性を備え、統合運用能力・情報機能を強化した防衛力を整備

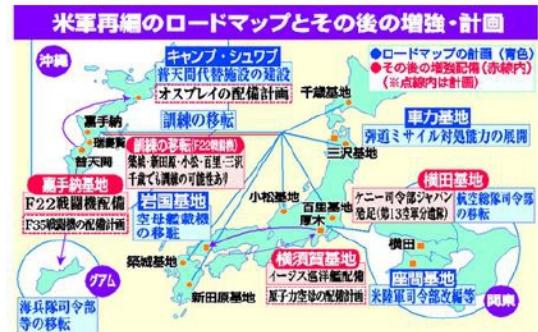
2005年10月29日 「日米同盟:未来のための変革と再編」
世界的な米軍再編の一環

日米安保条約は実質的に変更

対象が極東から世界に拡大され、国連重視から日米共通の戦略へと変更される。

①同盟国の役割強化 ②不確実性と闘うための柔軟性を高める ③地域のみならず地域を超える

た役割を持たせる④迅速に展開する能力を持たせる



⑤数ではなく能力重視

2006年7月17日 陸上自衛隊はイラクのサマワでの活動を終えて撤退。

12月22日 海外派遣を通常任務とする改正防衛庁設置法・自衛隊法が成立
防衛庁は防衛省に昇格。国際平和協力活動を主要な任務とする。

2007年11月 インド洋の海上自衛隊の給油活動撤退

2008年1月16日 新テロ特措法（補給支援特措法）

任務は補給支援のみで行動地域はインド洋に限定。しかし、国会承認が無くなかった。

4月17日 名古屋高裁イラク派遣違憲判決
名古屋高裁（青山邦夫裁判長）において、「航空自衛隊がイラクで行っている武装した米兵の輸送活動は憲法9条1項に違反する」と判決

12月12日 航空自衛隊による輸送活動終了



2009年6月19日 海賊対処法成立

ソマリア沖での海賊に対処するため、2009年3月から護衛艦による護衛を開始。6月からはP3C哨戒機による空からの監視も。日本関係船舶以外も護衛

2010年1月16日 イラクから陸上自衛隊撤収

※アメリカは、「日本は戦後初めて戦争中の戦闘している米軍に対して兵站支援のオペレーションをした」と評価。

7月17日 自衛隊初の海外基地をジブチの建設

11月15日 南スーダンにおける平和維持活動への参加閣議決定

12月17日 防衛大綱閣議決定 「基盤的防衛力」から「動的防衛力」の方針に変更
防衛費縮減の撤回、陸上総隊の新設、武器輸出三原則の見直し、集団的自衛権の解釈変更などを提言。2010年12月17日に安全保障会議ならびに閣議で新大綱を決定。

2011年2月21日 陸自主力部隊南スーダン派遣

1次隊の主力となる、中央即応連隊の約100人を含む約120人がC-130でジュバ空港に到着

■海外派兵を拡大する自衛隊

2013年12月17日 防衛計画の大綱閣議決定 「統合機動防衛力」を方針

国際協調主義に基づく積極的平和主義の下で従来と異なるより積極的な安全保障体制の構築。高い質と量が伴う即応性と能力を整備。

「統合機動防衛力」を方針とし、陸上自衛隊の増員、南西諸島方面での展開、防衛産業の維持や国際間での共同開発、武器輸出三原則の見直し。

安全保障関連法 (2015年9月成立、2016年3月施行)

平和安全法制整備法

- ①武力攻撃事態法（「存立危機事態」であれば「集団的自衛権」の行使が可能に）
- ②重要影響事態法（周辺事態法を改定して行動範囲の地理的制約をなくす）
- ③自衛隊法（存立危機事態、グレーゾーン事態への対応規定、武器使用を緩和）
- ④米軍等行動関連措置法（米軍以外の外国軍隊も対象に）
- ⑤特定公共施設利用法（米軍以外の外国軍隊も対象に）
- ⑥海上輸送規制法（存立危機事態への対応）
- ⑦捕虜取り扱い法（存立危機事態への対応）
- ⑧船舶検査活動法（日本周辺の海域以外でも適用可能に）
- ⑨国家安全保障会議設置法（存立危機事態などを審議の対象に）
- ⑩PKO協力法（停戦監視などPKO以外にも業務拡大、駆け付け警護も）

国際平和支援法

(外国軍隊の「後方支援」などのため自衛隊を派遣可能に)

10の法律を一括改正

新法

- 2014年7月1日 「集団的自衛権行使容認」閣議決定
安倍政権は、自衛隊発足60年のこの日を選び、個別の自衛権の制約を突破し、名実ともに米軍の指揮下で海外展開できる自衛隊の改変を宣言。
- 2015年9月19日 新安保法制強行採決
- 2016年3月29日 安保法制施行
11月7日 自衛隊と米軍が安保法制に基づく初の共同訓練
12月12日 南スーダン国連平和維持活動（PKO）の陸自部隊が、新任務「駆けつけ警護」と「宿营地の共同防護」の運用を決定
14日～16日 在外邦人救出のための初の本格訓練を実施
22日 自衛隊が平時から米艦を守る「武器等防護」の運用を決定
- 2017年3月10日 政府は、南スーダンPKOからの部隊撤収を表明。
司令部要員4名は残すことにして
5月1日 海上自衛隊の護衛艦「いずも」が房総半島で初の「米艦防護」を実施
5月27日 南スーダン陸上自衛隊撤収
- 2018年1月22日 安倍首相、施政方針演説で米軍航空機の防護を実施したと公表
- 2018年9月 日米首脳会談で「自由で開かれたインド太平洋」という戦略が合意された
10月 横田基地（東京都）には、米空軍のCV22オスプレイ5機を配備
10月 種子島で、陸上自衛隊の「水陸機動団」と米海兵隊の共同演習が実施
- 12月18日 「防衛計画の大綱」閣議決定 「多元的統合防衛力」
「宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする」
・「いずも」の航空母艦化（敵基地攻撃能力を獲得）
・最新鋭ステルス戦闘機F35Aを63機、F35Bを42機で合計105機調達。導入を決めているF35A42機と合わせ147機体制。
・ミサイル防衛の一環で「イージス・アショア」2基の導入・・・2020年断念
・南西諸島に、島嶼防衛の名目による対中共同作戦の拠点として自衛隊基地を建設
- 2019年2月 安保法制に基づき、「武器等防護」訓練の実施を発表
自衛隊が米軍の艦艇や航空機などを守る「武器等防護」を2018年に16件、17年は2件
- 4月19日 「多国籍軍・監視団（MFO）」に自衛隊員2名を派遣
シナイ半島のエジプト・シナイ半島でイスラエル、エジプト両軍の停戦監視活動。安保法制にもとづく「国際連携平和安全活動」の初適用
- 2020年1月11日 アメリカ・イランの対立が激化する中東へ海上自衛隊のP3C哨戒機を派遣。
海上自衛隊護衛艦1隻も派遣。派遣の根拠法は「防衛省設置法」の「調査・研究」
- 6月25日 地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」配備計画断念発表
6月 安倍首相、「敵基地攻撃能力」保有を含む安全保障戦略の見直しを表明



空母「いずも」



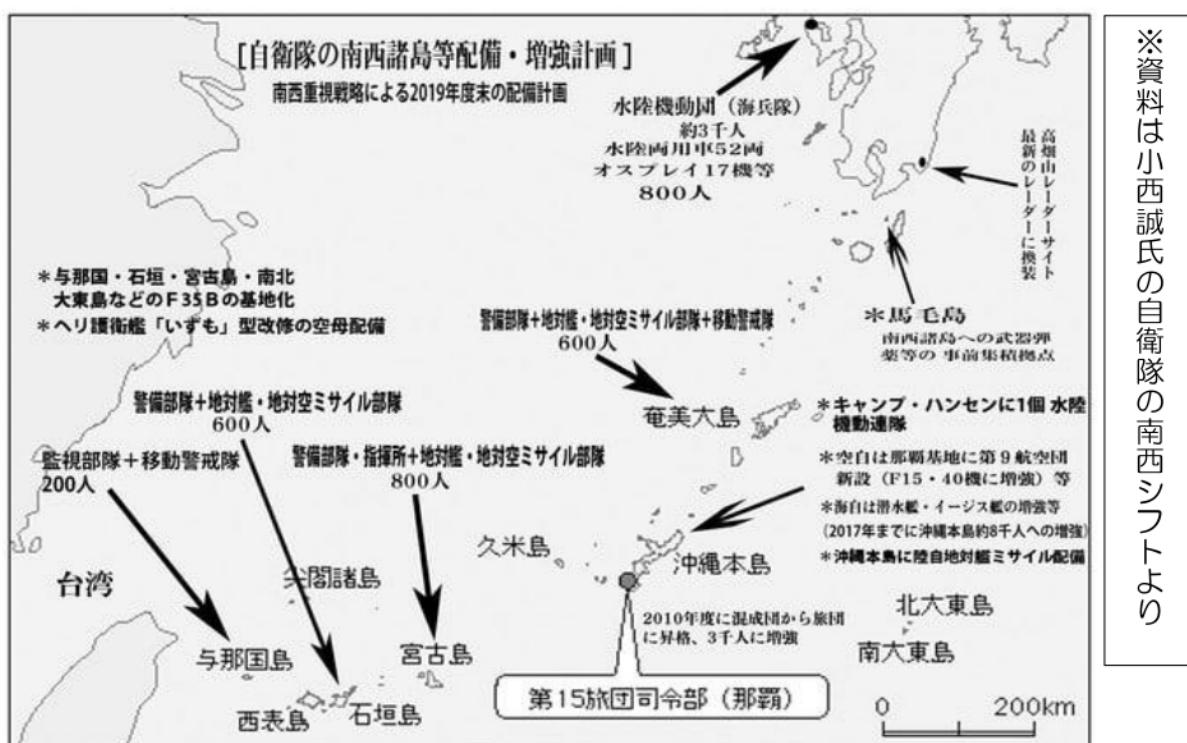
種子島での共同演習

奄美・琉球諸島を「捨て石」にする政府

2005年の「日米同盟—未来のための変革と再編」の合意以来、中国敵視戦略を取るアメリカ軍の一翼として、自衛隊は奄美大島、沖縄本島、宮古島、石垣島、与那国島へのミサイル部隊を中心に進出している。中国包囲陣形の一員として、最前線で自衛隊は活動をしていることになる。

中国軍との衝突があれば南西諸島は逃げ場がない戦場となり、再び本土防衛の「捨て石」にされてしまう。軍事評論家小西誠氏は「政府は琉球弧を『要塞化した琉球弧』に変えようとしている。中国軍というミサイル大国（核大国）に対して、根本的に防衛が成り立つのか。逃げ場のない南西諸島は、世界に向かって『非武装中立地域宣言』を出し、一切の軍艦の駐留を阻むべきだ」と主張している。

今年の防衛白書は、「中国脅威論」のもと、中国敵視政策をさらに拡大している。その一方で、自衛隊やそれに反対する住民の動きが見えてこない。東アジアの平和を考える人々にとって、中国に対する敵視政策の最前線となる奄美・琉球諸島の現状を知ることは必須の問題であり、中東派兵中の海上自衛隊部隊とこの地域に駐屯する陸上自衛隊部隊が「前線部隊」であることを自衛隊創立66年の今、確認をしておきましょう。



※資料は小西誠氏の自衛隊の南西シフトより

日米共同訓練を報じるMBC南日本放送。写真は旧種子島空港で、新空港開港後は使用されていない（滑走路が短い）。自衛隊は、このような南西諸島の旧空港などを、F-35Bの基礎として虚席跡々と狙っている。



奄美大島
・名護市
の街宣



16年11月の自衛隊配備に反対する宮古島集会。沖縄選出の全国会議員が参加した



宮古島基地反対運動



石垣島基地反対運動